

平成17年4月20日

学 校 長 殿

福山市医師会学校保健委員会
福山市医師会喫煙対策委員会

拝啓 春暖の候、貴職におかれましてはますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素より医師会事業へのご協力、心より感謝申し上げます。

さて、タバコは世界的な保健医療問題となっており、昨年5月にはタバコによる健康被害を減らすために世界保健会議において「タバコ規制枠組み条約」が採択され、日本でも批准されこの3月より発効、タバコ消費抑制のためにさらなる規制が実施されることとなります。また、一昨年5月、「健康増進法」が施行され、第25条において施設管理者に受動喫煙防止の措置を取るよう努める義務が課されたことは周知のとおりです。

特に、子供たちをめぐるタバコ問題は大きな社会問題になってきております。平成15年に健康増進法が制定され、その第25条によって、学校においても子供たちが受動喫煙を受けないような対策が要求されています。いかなる学校もなんらかの喫煙対策をしなければ平成15年5月以降、健康増進法第25条違反ということになります（単に喫煙場所を指定しただけでは違法です）。2002年5月17日の厚生労働委員会議事録によると、民主党水島広子衆院議員の質問に対して、下田智久健康局長は、「（「学校」は学校施設だけでなく、修学旅行や移動教室なども）教育の一環として当然その活動をするのだから、教育上の観点から種々のご配慮がなされるべきと考える。」と答弁しており、学校においては広範囲において受動喫煙対策をしなければなりません。当然、運動会も教育の一環ならば法の適用対象になります。一方、学校敷地内や学外での教育活動において受動喫煙による健康被害が発生した場合、管理者（学校長など）が告訴される可能性も生じました。健康増進法第25条をクリアするためには、現実的には、敷地内禁煙とするしかないと思われます。

また、ご承知のように文部科学省の平成15年4月通知においても、「学校を原則禁煙とすべき」旨が示されています。それ以外にも、学校敷地内禁煙の必要な理由は以下の如くあります。 喫煙防止教育の一層の充実を図るため 教職員が喫煙しないという望ましいモデルを示すため 禁煙・施設禁煙化の運動を学校から家庭・地域に広げるため 子どもや教職員の受動喫煙を防止するため 喫煙者の健康リスク。

「健康増進法」の施行及び教育機関の禁煙に対する社会的な要請を受けて、公立学校の敷地内禁煙が全国に広がっています。都道府県単位（全公立学校または全県立学校）の実施（予定）も、このたび鹿児島が加わり、24都道府県と全都道府県の半数を超えています。福山市教育委員会でも、今年度中には福山市内の多数の市立学校で、敷地内禁煙を実現すべく、手を尽くしていただいております。

当会としましても、上記のようなタバコ対策推進の動向を踏まえて、さらなる学校敷地内禁煙の早期実現及び教職員に対する禁煙支援の充実などを、さらをお願いしたいと思っております。この問題に対しまして、福山市の現状の把握とともに、講師の派遣等、協力させていただければと考えております。

つきましては、ご多忙のところまことに恐れ入りますが以下のアンケートにお答えしていただき、平成17年4月30日（土）までに、郵送あるいはFAXで返信いただければ幸いにございます。

〒720-0032 福山市三吉町南2-11-25
福山市医師会事務局（担当 岡田）
電話 084-922-0243 ・ FAX 084-926-0573

校内禁煙に関するアンケート

学校名： _____

1．貴校の現在の状態は（該当するものに○をつけてください。）

- ・敷地内禁煙
- ・建物内禁煙
- ・分煙
- ・対策なし

2．学校職員以外の来賓などが喫煙する場合は（該当するものに○をつけてください。）

- ・自由に喫煙してもらっている
- ・場所を決めて、喫煙してもらっている
- ・喫煙しないようお願いしている

3．運動会や参観日で、保護者・来賓の方などの喫煙に対して、対策はされていますか。
（該当するものに○をつけてください。）

- ・自由に喫煙してもらっている
- ・場所を決めて喫煙してもらっている
- ・喫煙しないようお願いしている

4．今後の校内の禁煙状態についての具体的な目標があれば、お書きください。

--

5．子供たちに対して、タバコの害などについての教育をされていますか。
されている場合、どなたが、どのような内容で禁煙教育をされているかお書きください。

--

6．困っておられること、また、当会に対して要望があればお書きください。（講師の派遣など）

--

提出先：福山市医師会事務局（FAX 084 - 926 - 0573）